

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之 外36名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太 外15名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(当該処分をした行政庁 東京都知事)

準備書面(10)

平成22年4月16日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士

今井克治



被告東京都指定代理人

鎌田 眞 理 

同

村 木 健 司 

同

荒 井 俊 之 

同

大 野 誠 里 

同

守 屋 智 彦 

被告東京都は、次のとおり、平成22年2月18日付け原告ら準備書面27（以下「原告準備書面27」という。）の主張等に対し、説明主張する。

- 1 原告らは、被告東京都に対し、下北沢地域の補助54号線の平成15年の都市計画変更にあたって、複数案の検討を行ったかどうかについて、求釈明している（原告準備書面27・18頁）。

この点、原告らがいう「複数案」が何か明確でないが、「したがって、補助54号線についても、事業を行わない案も含めた複数案の検討が不可欠であるといえる。」（原告準備書面27・18頁）としている点から、本件都市計画事業を行わない場合を想定することを意味するとするなら、平成15年都市計画変更決定は、補助54号線が必要であるとの認識に基づいてなされたものであるから、事業を行わないことは前提としていないものである。

既に、被告東京都が繰り返し説明してきたように、補助54号線は、平成15年都市計画変更前の都市計画においても、現在の位置（北側の放射23号線（井の頭通り）と南側に計画されている補助52号線のほぼ中間の位置）に計画されており、補助54号線の必要性（被告東京都準備書面(1)13頁から15頁）に鑑み、位置を変更すべき特段の理由もなかったものである（被告東京都準備書面(8)5頁）。

- 2 次に、原告らは、被告東京都に対し、「そこで、原告らは、東京都に対し、下北沢地域の補助54号線の平成15年の都市計画変更にあたって、全体の幅員を15メートルとする場合と一部を22～26メートルの幅員とする場合との比較を含めた構造形式による事業費の比較検討を行ったかどうか、釈明を求める。」と主張している（原告準備書面27・20頁）。

原告らは、事業費のなかで大きな割合を占めるのが用地費と物件移転補償費であり、補助54号線について、第1期工区の予定幅員（22～26メートル等）を標準幅員の15メートルで整備すれば全体の42.3%、合計約27億5500万円の用地費と物件移転補償費を節約できる旨主張している。

ただ、原告らは、「なお、念のために付言するが、原告らは、補助54号線を幅員15メートルで整備すればよいといっているわけではない。」として、

下北沢地域に補助54号線は必要ないが、事業費の比較衡量は必要と主張している（原告準備書面27・20頁）。

補助54号線に係る平成15年都市計画変更決定が、その手続及び内容のいずれにおいても、的確かつ適切であったことは、既に被告東京都が説明してきたところである（被告東京都準備書面(1)19頁及び同(8)5頁など）。

行政施策遂行において、地方自治法や地方財政法が規定するように、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められることは否定するものではないが、本件都市計画決定において、補助54号線全体の幅員を15メートルとした場合の事業費を算出して、これを平成15年都市計画変更決定の幅員の事業費と比較することが、都市計画策定において重要であるとするのは、原告ら独自の見解であり、合理性を認めることはできないものである。

以上